



国民年金保険料の免除申請の受け付けが始まりました

問 住民課 国民年金係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)



20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者や失業者、学生など)は、保険料※1を毎月納めます。しかし、経済的な理由で保険料を支払うことが難しい場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満対象)という制度があります。 ※1 令和7年度:月額17,510円

未納のままにしておくと、将来の年金が減るだけでなく、万が一の時に障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。

7月1日(火)から令和7年度分(令和7年7月～令和8年6月)の申請の受け付けを開始しました。役場1階 住民課窓口またはマイナポータルから申請ができます。

なお、免除申請は2年1か月前までさかのぼって申請をすることができます。

※免除申請をしても、本人・配偶者・世帯主の前年度中の所得により、免除に該当しない場合があります。

▶ 申請に必要なもの

基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書・年金手帳など)またはマイナンバーカード(失業特例を希望する人は、離職票または雇用保険受給資格者証を持参してください。)



学生は、学生納付特例の申請をしましょう

学生で保険料を支払うことが難しい場合は、「学生納付特例」の申請が必要です。学生であることを証明するもの(学生証の写しまたは在学証明書など)を持参の上、申請をしてください。

電子申請の詳細については、日本年金機構のホームページをご確認ください。



スマホお助け窓口を開設します

問 住民課 住民係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)



スマートフォンに関する困った、分からないを解決するため、個別対応で予約不要・相談無料のお助け窓口を開設しています。ささいなお困りごとでもご相談ください。スマートフォンを持っていない人には、窓口で使える端末をご用意しています。

こんなお困りごとはありませんか？

- 電話のかけ方、かかってきた電話の取り方、留守番電話の設定方法
- LINE(ライン)の始め方や返事の送り方、友だち登録の方法
- 地図アプリの使い方や現在地の確認方法、目的地までの経路検索 など

- ▶ 開設日 7月17日(木)、24日(木)、31日(木)、8月7日(木)、14日(木) ▶ 開設時間 9時～12時、13時～16時
- ▶ 場所 役場1階 ロビー特設カウンター
- ▶ 相談内容 スマートフォンの基本操作(メール・電話・カメラ・インターネットの使い方)、LINEの登録方法など
- ▶ 注意事項
 - 端末の購入、機器の故障の相談などは受け付けていません。
 - 端末設定は対応時間に限りがあります。
 - ご案内までに待ち時間が発生することがありますので、あらかじめご了承ください。



上須恵祇園山笠開催のお知らせ

今年も上須恵祇園山笠(町指定無形民俗文化財の昇き山)が開催されます。昇き山が上須恵区、大島原区を駆けめぐります。沿道からのたくさんの声援と力水をお願いします。

飾り山 7月21日(月)～27日(日) 須賀神社前(期間中は22時までライトアップを行います)

昇き山 7月27日(日) 9時 須賀神社出発

【山笠記念撮影会】

九州産業大学造形短期大学の学生による無料撮影会を今年も行います。「水はっぴ」を着ている家族、友人限定です。写真はその場でプレゼントします。

▶ 日時 7月27日(日) 13時～14時

▶ 場所 上須恵 須賀神社境内 ※須賀神社には駐車場はありません。



役場からの インフォメーション



町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線139)



7月31日(木)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ 対象の税目 固定資産税 2期
国民健康保険税 2期



ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



須恵町では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策と一緒に考えてみませんか？

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ 相談日

令和7年	令和8年
7月16日(水)	
9月17日(水)	1月21日(水)
11月19日(水)	

▶ 会場 須恵町役場

▶ 時間 9時～19時(お1人1回につき1時間)

▶ ご用意いただくもの

- 収入が分かるもの(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)
- 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ 予約方法

事前の申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)



氏名のフリガナを記載したハガキを郵送します

問 住民課 住民係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線120)



戸籍などに氏名のフリガナが記載される制度が、5月26日(月)から始まりました。「**戸籍に記載される予定の氏名のフリガナ**」が本籍地から8月末までに順次通知されます。

本籍地が須恵町の人には**7月下旬を目安に**ハガキを郵送します。お手元に届いたら、内容を確認し、フリガナが誤っている場合は、令和8年5月25日(月)までに**正しいフリガナの届出**をしてください。届出についての詳細は、法務省ホームページや須恵町ホームページをご覧ください。

※届出がない場合、令和8年5月26日(火)以降に通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

問 ● 制度全般、一般的な内容について

☎ 0570-05-0310(法務省設置のコールセンター)

▶ 開設時期 令和8年5月26日(火)まで ▶ 受付時間 8時30分～17時15分

※土日祝日、年末年始(12月30日(火)～令和8年1月3日(土))を除く

● マイナポータルを使用したオンライン届出の操作方法について

☎ 0120-95-0178(マイナンバー総合フリーダイヤル)

▶ 受付時間 平日 9時30分～20時・土日祝日 9時30分～17時30分

※年末年始(12月29日(月)～令和8年1月3日(土))を除く

ご注意ください

- フリガナの届出に手数料は一切かかりません。届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。
- フリガナの届出に当たり、法務省や市町村に金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺にご注意ください。